

# 日本農林漁業振興会会長賞受賞

癒しの集落営農が創り出す未来

つきの や しん こう かい  
受賞者 槻之屋振興会

しまねけんうなんし  
(島根県雲南市)

## 地域の沿革と概要

雲南市は、島根県の東部に位置し、北部は出雲平野に続いて平野部が広がり、南部は広島県に接して中国山地に至る広範な山間部である。総面積は53.4km<sup>2</sup>で島根県の総面積の8.3%を占め、その大半を林野が占めている。

古くから斐伊川の支流周辺の低地では農耕が営まれ、山間地では、たたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきた。また、山陰と山陽を結ぶルート上に位置することから、陰陽を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。

農業は零細な経営基盤が多く、担い手の高齢化が進む中、生産組織として西日本初のJGAP（農業生産工程管理手法）認証を取得した水耕野菜「みどりちゃん委員会」や木次町・吉田町を中心とした有機農業などが取り組まれており、安全・安心な農作物の生産地として評価を得ている。

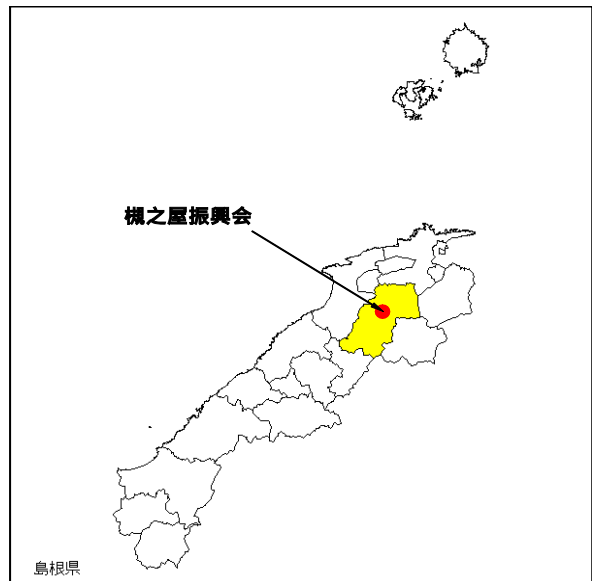
槻之屋地区がある木次町は、日本桜名所百選に選ばれた斐伊川堤防の桜並木や湯村温泉、ヤマタノオロチ伝説の舞台でもあり、豊かな自然と歴史文化があり、産業では木次拠点工業団地に県内屈指の製造業集積が行われている。

## むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

槻之屋地区は、雲南市の中心地から南東7km、車で約20分ほどの中山間地域にあり、

第1図 位置図



白地図 KenMap の地図画像を編集

第1表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	集落の集合体	
地区の性格	地縁的な集団	
農家率 (内訳)		45.5%
	総世帯数	33戸
	農家数	15戸
販売農家数 (内訳)		6戸
	専業農家	3戸
	1種兼農家	1戸
	2種兼農家	2戸
主要作物 (農業産出額)	水稲	(23百万円)
	野菜	(1百万円)
農用地の状況 (内訳)	耕地計	19.5ha
	田	18.5ha
	畑	1.0ha
	樹園地	-
	耕地率	6.9%
	農家一戸当たり農用地面積	3.3ha

標高は250m～300mで、冬季の積雪は比較的多い地域である。旧村時代は村役場があり地域の中心・交通の要衝として栄えていた。

昭和54年に160人いた地区住民も現在は103人、65歳以上比率41%となっている。数年後には確実にいわゆる「限界集落」となり、集落維持の危機に直面している。

一方、文化面では、近隣で唯一の古代神楽が伝承され、島根県無形民俗文化財「槻之屋神楽」として近郷神社の例祭で奉納されている。

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機、背景

むらづくりへの取組は、30年くらい前から始まった。自治消防団の若者たちが消防活動で集まる度に、このままでは集落に子どもがいなくなるという危機感を抱き、将来の集落の姿を語り合う中で、若者会の結成や尾原ダム建設の具体化をきっかけに、集落内の若者が中心となって槻之屋の将来ビジョンづくりが始まった。

平成6年、沈滞ムードに充ちている集落を活性化しようと42歳以下の若者20名がファームドリーム会を結成し、木次町がっしょ祭への参加や地区盆踊り、納涼会などの開催で集落を盛り上げるようになった。

槻之屋地区連合自治会では「地域農業は地域で守る」という彼らの熱い思いを受け止めて、その活動に助成するとともに、「行政が何をしてくれる？」ではなく「集落が立案して要望書を出す！」をモットーに、集落の将来像（青写真）作成プロジェクト「7人会」を立ち上げた。

第2表 7人会の集落維持事業案（74項目）

1	郷土文化保存伝習施設建築	1	つきのやフラワー道路命名	1	配偶者問題	25	水仙の植付
2	上水道付設工事	2	槻之屋入口の看板設置	2	少子化問題	26	東大谷農免農道拡幅
3	農事組合法人の設立	3	槻之屋のホームページ作成	3	独居者・跡取り問題	27	薬師堂・付近の整備
4	低農薬・低化学肥料栽培	4	花壇の設置	4	特産物に奨励金	28	ハイキング道設置
5	ゲートボール場建設	5	環境の日制定	5	特産物の販売ルート拡充	29	ダム展望台の建設
6	町部との交流イベント開催	6	公民館移転新築	6	イノシシ牧場建設	30	菖蒲園づくり
7	町民バスの運行	7	パソコン教室の開催	7	廃車等粗大ゴミの撤去	31	水芭蕉園づくり
8	槻之屋集落の圃場	8	槻之屋特産物の開発	8	納涼祭の開催	32	釣り堀の建設
9	下槻集落道路二車線拡幅	9	槻之屋特産物の生産	9	笹ゆりの丘づくり		
10	上槻農道二車線拡幅	10	平田西日登線二車線拡幅	10	かざぐるまの丘づくり		
11	中山間直接支払制度導入	11	ゲートボール場土地名義変更	11	薬草の丘づくり		
12	環境保全看板設置	12	タラの木園づくり	12	山菜の丘づくり		
13	集落維持活性化事業導入	13	集落維持システムづくり	13	スズランの丘づくり		
14	葬儀の改革	14	公民館～三谷屋前二車線拡幅	14	エビネの丘づくり		
15	環境保全活動事業導入	15	イノシシ捕獲檻設置	15	山野草の丘づくり		
16	プランターの購入	16	ヌートリア捕獲檻試作依頼中	16	メダカの池づくり		
17	護美・ステーション建設	17	危惧動植物の保護(タガメ)	17	炭窯づくり		
18	病気見舞の見直し	18	合併浄化槽整備工事	18	桜の木植樹		
19	机・椅子の購入			19	紫陽花の木植樹		
20	葬儀の備品購入			20	ドウダンツツジの木植樹		
21	伝習館にテレビ購入			21	ツツジの木植樹		
22	槻之屋振興会非営利法人化			22	カエデの木植樹		
23	槻之屋川の掃除			23	レンゲ畑		
24	槻之屋川の生態系調査			24	菜の花畑		

7人会は「快適な生活空間を目指す」という基本理念のもと、集落の生活基盤整備、

集落排水事業、農業基盤の整備や農事組合法人の設立等、先進的な内容が数多く盛り込まれた74項目の要望事項を取りまとめた。

連合自治会は、それをもとに町に提案・陳情を行うとともに、その後の事業展開の担い手として、集落営農組織と自治組織の法人化に取り組んだ。

## (2) むらづくりの推進体制

### ア 「地域農業は地域で守る」農事組合法人の設立

ほ場整備の着工が見えてきた平成7年から、ほ場整備後の水田営農ビジョンの検討を始め、集落営農法人設立の方向で合意が図られ、平成10年、ほ場整備の面的工事の開始とともに、有志18名で農事組合法人「槻之屋ヒーリング」が設立された。



写真1 槻之屋集落の活動拠点  
「ふれあい館（公民館）」

### イ 「快適な生活空間を目指す」非営利法人の設立

平成13年、尾原ダム建設に関連して槻之屋地区公民館が移転することになり、新しい公民館を地区名義で登記し継続的な活動拠点にしようと、非営利法人「槻之屋振興会」（地方自治法第260条の2に基づく認可地縁団体）を設立し、町の認可を受けた。これにより、槻之屋振興会は町の各種支援の受皿として、また、対外的に認知された独立組織として地域活動の中心的役割を担うこととなった。

## むらづくりの特色と優秀性

### 1. むらづくりの性格（自治会と2法人のコラボレーション）

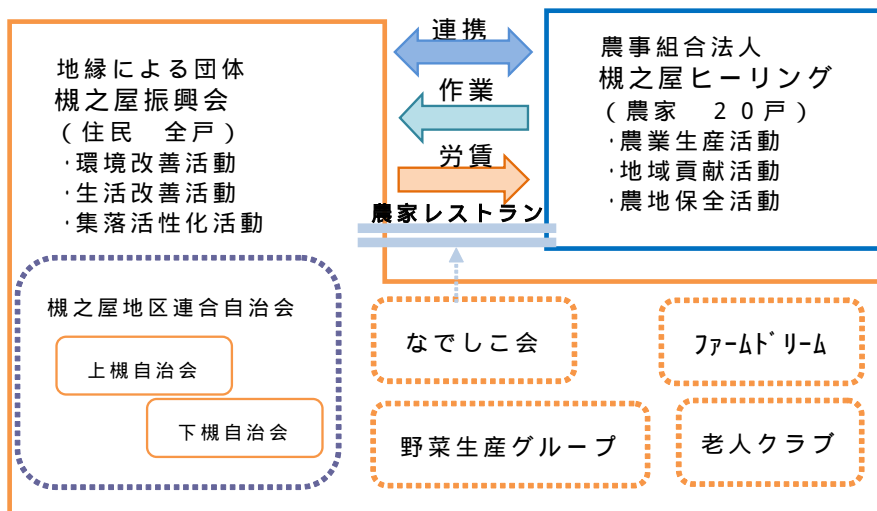
当地区のむらづくりは、槻之屋振興会が中心となって、住民参加による環境改善活動を展開するとともに、地域の共同利用施設の管理や各種支援事業の実施主体となり、地域活動の主たる担い手として大きな役割を担っている。

一方、農業生産面では農事組合法人槻之屋ヒーリングが地域内農地の大半を管理し、担い手不在農地の受皿となり、経営の多角化に取り組みながら地域農業の担い手としての役割を担っている。

むらづくり活動は槻之屋振興会の役員会で企画し、連合自治会及び単位自治会で実施されており、槻之屋ヒーリングは、所有施設機械を活用して大きな作業を受け持ちながらこの活動を支援している。

また、槻之屋振興会は、会員の野菜生産グループや老人会、女性グループ「なでしこ会」などとも連携し、地域の環境維持活動や消費者交流イベントなどを実施している。

第2図 推進体制図



## 2. 農業生産面における特徴

### (1) 農業生産基盤づくりと担い手の創出

槻之屋地区では、地域農業を守る基盤づくりのため、尾原ダム周辺整備に関連してほ場整備を要望し、併せて農事組合法人槻之屋ヒーリングを設立するとともに、法人が農業経営基盤強化促進法の認定農業者となり、農地の集積と施設機械の整備を総合的に進めてきた。

この法人も設立10周年を迎え、地区内外を含めて利用権設定16.6ha、農作業受託5.3haの水田経営規模となり、地区内農用地の9割以上をカバーするほどに成長し、今では周辺地域を含めた地域農業の担い手として広く認知され、雲南市では近隣の集落営農法人との連携が検討されている。

### (2) 癒しをテーマとしたこだわりの農産物

槻之屋ヒーリングは、心が癒されるほどに快適な農村空間づくりに向けて、「神楽の里癒しと水」をテーマに安全・品質・美味しさを追求している。

法人経営の中心となる水稻は、中山間地域の良好な食味と有機低農薬栽培米をセールスポイントに、「奥出雲癒し米」として県内を中心に消費者へ直接販売している。

また、米を送るときには必ず一品農産物をプレゼントしたり、毎年10月の収穫祭などで顧客サービスをしており、徐々に東京、広島、山口など県外にも販路を拡大している。

### (3) 地域を支える女性の力

平成11年に誕生した槻之屋ヒーリングの女性部は、組合員の家族20名で構成され、ハウス作業や加工部門に積極的に参加していたが、皆兼業であるため次第に参加者が限られ、また、高齢化も重なり、数年後には結成当初の活気がかなり薄れてきた。

そのような中で、槻之屋振興会では女性役員が3名選出され、集落活動に女性の声が反映されるようになった。

また、槻之屋振興会と槻之屋ヒーリングとの共催で平成18年に開店した農家レストランを契機に、新たな女性グループ「なでしこ会」が結成され、法人と自治会の枠を超えて女性たちが活発に動き出した。

農家レストランには、自慢料理が各家庭秘蔵の器に盛りつけられ、消費者と槻之屋の味をゆっくりと味わいながら交流を深めている。

また、なでしこ会は、笹まきの予約販売などのアイテムを増やしなが、将来は常設の農家レストランの開店や本格的な農産加工に取り組みたいという、新たな夢を描いている。



写真2 平成18年にオープンした農家レストラン

#### (4) 夢と信念を可能にした経営方針の転換

農事組合法人槻之屋ヒーリングは、当初、和気あいあいと一緒に農業をやろうという夢を持って設立したが、生産規模が小さく収量も不安定で、初年度に1,200万円の赤字を計上した。翌年には花き、野菜、採種、加工にも取り組み経営の多角化を目指したが、ほとんど改善できなかった。

しかし、有機低農薬栽培にこだわり、癒しの農村空間で育まれた農産物を消費者に直接提供したいという信念のもと、新しく産直出荷を中心とした野菜、切り花、苗物、きこの等の生産を開始し、売上の拡大と徹底的なコスト削減、労力不足の解消を進めた。

その結果、徐々に経常利益が向上し、ついに平成18年度決算には累積赤字を克服した。

法人の代表は、「農業するのが大変で、辛いと思っている人が集落営農を思いつきます。大変だ、辛いと思っている人は集団化したら、その集団に任せきりになり、農作業をしなくなります。ここをどうするかが、正念場です。」と言う。槻之屋ヒーリングは設立直後にこの壁に直面し、経営方針の転換と槻之屋振興会との連携という手法でこの危機を乗り越えた。これは、槻之屋ヒーリングが集落営農型の農業法人であったからである。

集落営農であったからこそ水田の継続的確保が可能となり、法人の運営を任された責任者も、自治組織との連携、支援の中で、自らの創意工夫や経営努力を生かすことができた。これまで培ってきた集落営農という仕組みが、法人の経営改善に効果的に作用したのである。

#### (5) 就業機会と後継者の確保

槻之屋ヒーリングは、高齢化と兼業化が進む中で年間雇用を確保するため、平成17年から町内出身の27歳の青年を雇用している。一方で、槻之屋ヒーリングが農業部門を担うことにより、農家は安定兼業が可能となり、間接的に農家の就業機会の確保に大きく寄与している。

水稻を中心とした複合経営と外部労力に依存している槻之屋ヒーリングにとって、今の大きな課題は次世代を担う後継者の確保である。現在、33歳のIターン希望の研修生や退職者の中から将来の法人を担う後継者を育てる計画を進めており、すでに、各部門

で後継者候補が見込まれている。

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 葬儀の改革

当集落は昔ながらの葬儀を行っており、葬儀があるたびに「自分の代は近所の葬儀を手伝いできるが、子どもの代になったらできない」という言葉が出たり、世帯主が変わった場合に葬儀についていけない人も出てきつつあった。

これらを解決するため、平成12年に葬儀の改革が提議され、葬儀を故人の自宅から郷土文化保存伝習施設という共同の場で行うよう変更するとともに、葬儀の準備から実施までをすべてマニュアル化した。それにより若者の気兼ねや負担感が無くなり次世代に継続できる仕組みとなった。

#### (2) 県無形民俗文化財「槻之屋神楽」の伝承

「槻之屋神楽」は、江戸期には仁多郡の神職によって舞が受け継がれていたが、明治を迎えると担い手は神職から氏子の手に移り、その後、槻之屋出身者が中心となって伝承されてきた。槻之屋加茂神社の例祭や近郷神社の祭礼に際して奉納されており、昭和37年に「島根県無形民俗文化財」に指定された。

その後、槻之屋地区の高齢化が進み地区内では維持が困難となったため、雲南市全域から舞い人を募っている。この活動は地区内にある郷土文化保存伝習施設を主道場として行われており、地区の中心にある施設は舞所や神楽面の展示など、文化活動の拠点としても大きな役割を果たしている。

#### (3) ユースワークキャンプ開催による国際若者交流

平成18年から毎年、槻之屋を舞台に10日間の国際ユースワークキャンプを開催している。

このキャンプは、ボランティア活動をとおして、「社会性」・「協調性」・「生きる力」を養うことと、その地域を知り、地元の人々と協力して地域を盛り上げていくことを目的としており、期間中は世界の国々のユースたちとの家族のような親しい時間を過ごしている。

この企画の中で槻之屋ヒーリングは農業体験プログラムを組み、花の移植、草取り、野菜の収穫、袋詰め、出荷などの作業体験をサポートしている。参加者からは、「異文化交流の中で良い団結感を深めることができた」、「楽しすぎて驚いた」などの感想が寄せられ、高齢化が進む地域に、たくさん元気をもらっている。

この他にも、しまね田舎ツーリズム研修会開催地、近隣の保育園の芋掘り体験、農林高校生や県立農業大学校生の農業体験学習等を積極的に受け入れ、農作業や地域活動をとおして農村の厳しさや豊かさを伝えている。



写真3 文化の国際交流:槻之屋神楽

#### (4) 環境問題への取組

かつては集落内外問わず、不法投棄が大変多く目についた。槻之屋振興会では「環境の日」に定期的に環境問題の啓発事業やボランティア活動を実施している。槻之屋川の生物調査、環境問題や家電リサイクル法の講演会、投棄ゴミの現場視察、ゴミ拾い、加茂リサイクルセンター見学などのソフト活動とともに、ゴミステーション2基の設置、啓発看板の設置などにより着実に啓発効果を上げ、現在では投棄ゴミはなくなり、さらに環境保全活動(側溝や路傍、水路の掃除等)、生活支援活動(イノシシ被害水路の復旧、倒木撤去、雪かき等)及び環境美化活動(花いっぱい運動、スイセンの植栽、花壇の設置)などを計画的に実施している。



写真4 生活支援活動：雪かき